

幕政に物申す。

長屋から幕政変える心意気



越谷市議会議員 No.074 発行日:2019年3月

白川ひでつぐ 市政レポート

Hidetsugu Shirakawa municipal administration report

http://shirakawa.laccess.net hishirakawa shirakawa110@gmail.com
 発行:白川秀嗣/〒343-0045 越谷市下間久里477-12 TEL&FAX:048-979-3027

自治体の決定権を侵害する政府
—法律に縛られる、越谷市の主要事業—

2000年に地方分権一括法が成立し、国と自治体は対等平等の関係に劇的に変化し、これまでの様に国が自治体に指示、命令することは禁じられました。

しかし、法律制定から20年も経過しましたが、地方分権の推進どころか、益々中央集権が強化されています。

越谷市第四次総合振興計画の主要な34事業の中で、法律によって策定の義務や努力義務が課せられているものが、なんと91%を占めています。

また数値目標の国や県への報告の必要があるものが40%、更に進捗状況も同様に必要があるものが30%となっています。

つまり自治体の独自の計画策定やその実行は、国の事実上の“指示”によって強制されているのです。

法律では、自治体の計画策定の義務は明記されてはいませんが、要綱や通知（一括法制定まへまでは、“通達”でしたが）で地方交付税や補助金への誘導策が取られ、自治体は財源確保の点から選ばざるを得ない状況に追い込まれています。

この問題点を指摘した私の12月議会の質問の答弁で市長は、法律に従い策定していると、繰り返すばかりでした。

あまりの問題意識の希薄さに驚かされました。このような姿勢は、日常の市政運営にも顕著に表れています。

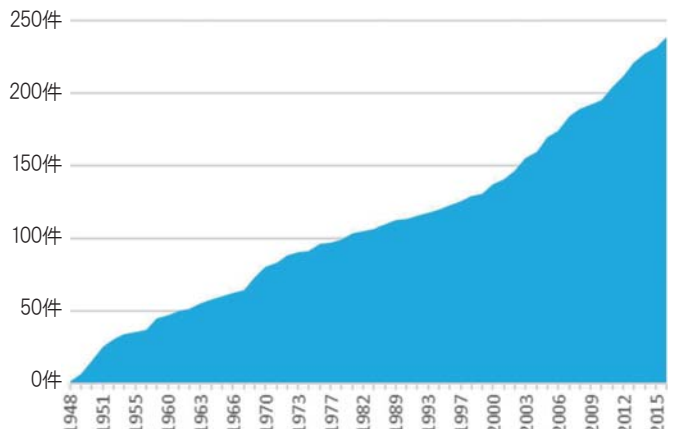
様々な事業計画について、行政から市民に対して同じように、役所で決定したことをただ追認させることに繋がっており、市民が計画策定の決定に参加出来ない事は、市民自治への侵害となっています。

この様に、自己決定権という自治の根幹の課題に対して、市長はその決定権への認識不足が明らかになりました。

国からの調査・照会事項（新潟県聖籠町）
 （第20期自治政策特別講座 自治体議会政策学会 資料から）

省庁名	件数 (年間)	必要人数 (人日)
内閣府	16	5.4
内閣官房	2	1.1
総務省	108	355.6
法務省	2	1.0
文部科学省	55	56.2
厚生労働省	40	65.9
農林水産省	12	40.3
経済産業省	4	3.5
国土交通省	121	96.5
環境省	7	10.0
消防庁	33	15.2
消費者庁	5	2.5
文化庁	13	2.5
人事院	1	0.1
会計検査院	1	0.3
合計	420	656

- ◆国からの調査・照会事項が年間420件あり、それに応じるためには、延べ656人の職員が1日中働く計算になる
- ◆各種の町の計画を策定するのに要する人員は延べ1800人の職員が1日中働く事に等しい
- ◆役場やその職員にとってこれらの負担は極めて重い



【市町村に求められている計画の初年別累計（暫定値）※改正法を除く】

- ◆「人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定は各自治体の任意であるにもかかわらず、47都道府県、1470市区町村で策定（1741市区町村中）
- ◆「地方版総合戦略」の策定について、委託した市町村1037（77.3%）、しなかった304（22.7%）
- ◆「成功事例」に基づいて国が誘導する施策を計画に上げ、結果的に地域内では優先順位の低い事業に国の金がついて執行せざるを得ない

学校復帰を前提としない不登校対策
—教育機会確保法の目的が理解されていない—



小中学校に登校が出来ない不登校児（年間の欠席日数が30日以上）は、全国で13万人を超えており、越谷市でも平成28年3月時点で240人（小学校63人、中学校177人）となり依然として深刻な状況となっています。

このため、国会の超党派議員が提案した「教育機会確保法」が2年前に成立しました。この法律はこれまでの、文科省や学校が実施している、適応指導教室を始め、様々な教育委員会の施策を大きく転換しました。

その第1は、これまで不登校を続ける生徒、児童に対して問題児であるとの認識で個別の対応をして来ましたが、不登校児自身に問題があるわけではなく、この様な状況に追い込んでいる、学校や家庭や地域に問題がある、と認識を変えたことです。

そのため、学校で学ぶことを強制せず、その子に応じた休養を含めた様々な対応を図る事が大切であるとししました。

法律には「個々の不登校児の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児の状況に応じた学習活動が行われる様に、児童及び保護者に情報の提供、助言その他の支援を講ずる」としています。

このため文科省の通知には「その行為を問題行動と判断してはならない。不登校児が悪いと言う根強い偏見を払しょくし」と明記しています。

その第2は、今でも学校相談員や適応指導教室などの対策が取られてはいますが、その目的は休養状態から脱して、学校に復帰させることを大きな目的として来ました。

しかし、法律では1990年「子どもの権利条約」が国際条約として発効したことを受けて、子どもの学ぶ権利を最大限に保障していく観点から、フリースクール等を始め、その子が自由に学ぶ場を支援する、としています。

このため、学校復帰を前提としないとして、平成29年3月文科大臣決定の「基本指針」には、「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立する事を目指す必要がある」と規定しています。

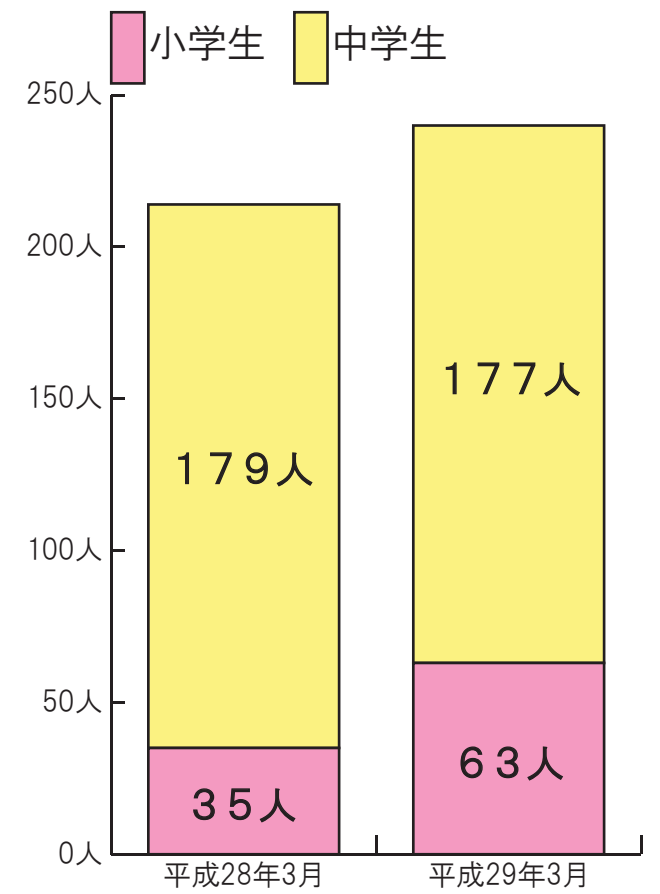
この2点について、教育長の見解をお尋ねした議会での私の質問に対して最後まで「学校復帰を目的としない対応を今後します」との答弁は聞かれませんでした。

学校現場では校長先生が、不登校ゼロ、いじめゼロなどの標語の下に児童、生徒への教育が実施されており、この様な教育長の姿勢の反映に他なりません。

教育長は子ども達の自己決定権を奪ってしまっているとの市民からの批判が強まっています。

まず、教育委員会は法律の制定の目的や文科省の通知をキチンと受け止める事から始める必要性があります。

累計30日以上の不登校児童数



◆平成29年は越谷市内の小・中学校で合計**240人!**

民間バス路線の休止を受けて
一地域の足を守っていくのは、行政と市民のコラボ



昨年7月から、市内を走行している民間バス会社が3路線を休止しました。

その中では特に、せんげん台駅から越谷市立病院への路線の休止は、診察が必要な市民や高齢者にとって大きな問題となっていました。

このため、12月議会では複数の議員が、市長に対応を求める質問が相次ぎました。

休止に伴い、一切の代替措置が取られていない事からも、当該地域の住民を中心に善処を要望する市長への署名運動も行われました。

ところが、市長の答弁では、確かに一本のバスで病院に行く事が出来るのは便利かもしれないが、せんげん台駅から電車で越谷駅に向かい、越谷駅には多くの便数の病院行きのバスがあるので、それを利用すればいい、との答弁が繰り返されました。

つまり、自己責任で当該市民が個別に対応すれば、良いとの事です。

更に驚いたことには、答弁の中で、バス会社が休止の報告に来た時に、休止になった理由等一切聞かなかった、との事です。理由は聞けば補助金を支給してほしいと要請されるので、これに応じる姿勢はないから、というものでした。

確かに個別路線への補助金だけでは、根本的な解決策にはならないのは事実ですが、そうであればあるほど、市民が全体の公共交通計画の策定や実施に参加することが重要であり、そのための環境整備こそが市長の役割です。

その中には、自治会からの拠出による運賃補助や市民団体による買い物や病院への個別市民の交通手段の確保等の取り組みなど、先進事例も数多くあります。

2月8日に開催された、私も参加する超党派8人の有志議員主催による、第10回市政報

告会の中でも、参加した市民から解決策の論議のため、より広く行政と市民との話し合いの場や利害調整のための合意形成が大切である、との意見が多く出されました。

単なる交通手段の確保の観点からだけでなく、まちづくりやコンパクトシティ等（富山市が有名）の今後の地域の将来との関係性で考えて行く事が重要です。

域外の流出する485億円のエネルギー代金を取り戻す
—再生可能エネルギーで稼げる地域公社の創設—



3、11東日本大震災から8年が経過しましたが、未だに福島第一原発の廃炉や放射性物質の処理や避難県民への対応など、何も解決に至っていません。それどころか、茨城県東海第二原発の再稼働に顕著な様に、まるで原発事故がなかったかの様な国の施策が続いています。

この大事故から私たちは、日ごろ何も考えずに便利で豊かで、効率的な暮らしは、実は地域外の過疎地の犠牲の上に成り立っていた事実を学びました。

同時に電気やガスやごみ処理など生活のインフラの消費や代金も越谷市域外に流出し、その管理、運営が中央集権型になっている事でした。

越谷市の地域経済循環分析によればエネルギー代金に流出は、年間約485億円（石炭・原油・天然ガスで約34億円、石油・石炭製品で約270億円、電気で約146億円、ガス・熱供給で約35億円）に達しており、料金や税金が域内に循環していません。

そこで、再生可能エネルギー（越谷市では日照時間が最も多い太陽光が適正ですが）の活用を通して、越谷市内で発電、管理する事で、流出した分を出来るだけ越谷市に還流させて行く組織や仕組みづくりを12議会

市長に提案しました。

具体的には、現在5市1町のごみ処理をしている東埼玉環境資源組合を、ごみの焼却処分に留まらず、発電や熱供給の公社として発展させるものです。

資源組合では、現在でもごみ焼却時に発生する膨大なエネルギーを利用して自家発電し、その一部を東京電力に年間約8億円も売電しており、また市民プールへ熱供給の実績を持っています。

また、近隣のイチゴ農園の温室に熱や電気の供給も期待されます。

この様な取組はすでにドイツを中心に展開されており、都市公社（シュタットベルケ）と呼ばれるものです。太陽光等を利用して発電し、その使用料金による「稼ぎ」を交通事業や下水道事業に振り分けることで不採算部門をカバーして、地域内再投資を実現しています。

このため、日本でも全国30の自治体が日本版シュタットベルケ「地域新電力」という形態で創設しています。

勿論、この都市公社の設立には、仕組みづくりを始め、何よりも地域再生エネルギーに対する市民意識の涵養と人材の育成が優先されなければなりません。

耐震強度不足で使用中止、あだたら少年自然の家
—補強か解体か、ここでも問われている公共施設—



福島県二本松市にある、越谷市あだたら少年自然の家（昭和54年設立、地上2階、地下2階の鉄筋コンクリート造）は、昨年10月第2次の耐震診断を実施した結果、構造耐震指標の安全値0.75を大きく下回る0.31となり、同月24日から利用が一切休止となりました。

このため、市内中学校ですでに計画が進んでいたスキー教室の宿泊施設の利用が出来な



い状況となり、各学校は急きよ他県の施設を利用せざるを得なくなりなりました。

スキー教室では、一人生徒から約27000円の費用で済んでいたものの、今回の事態のため約42000円の増額での課外授業となったため、越谷市は急きよ4000万円の補正予算による補助金を出すことになりました。

そもそも、この施設は3、11東日本大震災の東京電力福島第一原発の大事故により、放射能の被害が相次ぐ中、一時は使用が休止されていましたが、放射能の影響が低下したとの理由で再開していました。

しかし、当時から子ども達への放射能の被災だけでなく、耐震強度への不安が何度も議会で指摘されていました。

ところが、教育長の答弁は、第1次診断（設計図を見て判断）では問題がない、あの大震災に耐えたのだから大丈夫、と繰り返されていました。

まさに、本庁舎の耐震強度が県内ワースト1の状況を放置していた市長の問題意識と同様の事態が教育行政でも続いていたものです。

近年大きな地震の発生が相次ぐ中で、たまたま倒壊しない幸運に恵まれただけの話です。

もし万が一子ども達が宿泊している中で、地震による被害が出た場合は、一体どんな責任を取るつもりだったのでしょうか。

しかも、この様な事態になってもなお、まず補強工事等の詳細な費用が明確になってから、存続するのか、解体するのか決める、と言うのです。

この施設維持には、これまで年間6000万円もの税金が投入されており、今後巨額の建て替え費用を費やして維持して行くことよりも、この施設利用をしない、自由な課外活動を各学校で計画して行くことを、これからの方針とすべきです。（修学旅行の計画や実施の様に）

そのため、この施設は解体して、今回4000万円もの一時的な補助金を出したのですから、今後恒常的に同額を支出することで財政的な支援によって保護者負担を軽減出来るのです。